社会福祉法人正寿福祉会指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業

憩いホーム緑町短期入所生活介護事業運営規定

（事業の目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人正寿福祉会が設置する憩いホーム緑町ショート（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）及び指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「予防事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

２　事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。

３　予防事業については、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

（事業所の名称及び所在地）

第３条　事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　憩いホーム緑町ショート

（２）所在地　甲府市若松町４番１５号

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（１）管理者　　１名（併設通所介護事業所の施設長と兼務）

管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（２）医師　　１名（非常勤専従）

医師は、利用者の健康管理、保健衛生指導等を行う。

（３）生活相談員　１名以上

利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービス調整及び居宅介護支援事業者等他の関連機関との連絡調整を行う。

（４）看護職員　　１名以上（機能訓練指導員と兼務）

看護職員は、利用者の健康状態を適格に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。

（５）介護職員　　１名以上

利用者の心身の状態を把握し、適切な介護を行う。

（６）栄養士　　１名以上

栄養士は、必要な栄養管理を行う。

（７）機能訓練指導員（看護職員と兼務）１名以上

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の維持・向上・減衰防止を図るために必要な機能訓練を行う。

（８）事務職員　　１名以上

事務職員は、必要な事務を行う。

（利用定員）

第５条　利用定員は２５名とする。

ただし、災害時等においては定員を超えて利用者を受け入れる場合がある。

（指定短期入所生活介護の内容）

第６条　指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

（１）日常生活動作の程度によって、身体の介護に関する必要な支援及びサービスを提供する。

①排せつの介助

②移動、移乗の介助

③通院等の介助その他必要な身体の介護

（２）家庭における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

①衣類着脱の介助

②身体の清拭、洗髪、洗身

③その他必要な入浴の介助

（３）給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。

①準備、後始末の介助

②食事摂取の介助

③その他必要な食事の介助

（４）利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送るために必要な支援及びサービスを提供する。

①レクリエーション

②グループワーク

③行事活動

④体操

⑤機能訓練

⑥休養、養護

（５）送迎を必要とする利用者に対して、必要な支援及びサービスを提供する。

①移動、移乗動作の介助
②送迎
（６）利用者及びその家族の日常生活における身上､介護等に関する相談及び助言を行う。
①生活、身上、介護に関する相談、助言
②住宅改良に関する相談、助言
③その他必要な相談、助言

（指定介護予防短期入所生活介護の内容）
第７条　指定介護予防短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。
（１）利用者における介護予防に関する理解を支援し、介護予防目標の自己実現への意欲向上を支える。
（２）利用者が、介護予防支援事業者が作成する介護予防サービス計画（運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の改善等）に基づき、自ら意思に基づいて介護予防プログラムに参加するよう支援する。
（３）利用者の日常生活における介護予防の取組の継続、定着を支援する。
（４）利用者の目標達成度等の評価を行い、関係機関に報告する。

（利用契約）
第８条　事業又は予防事業の提供の開始に当たっては、あらかじめ利用者及びその家族等に対して面談の上、サービス利用契約書の内容に関する説明を行い、両者及び家族の同意の下に利用契約を締結するものとする。

（利用料等）
第９条　事業又は予防事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その「１割から3割」の額とする。
２　前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。
一　次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域の居宅に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
通常の事業の実施地域を越えた地点から１kmあたり　50円
二　保険給付の自己負担額は、利用者への説明書に掲載する利用料金。
三　居住費、食費、教養娯楽費、理美容代、私物洗濯代、電気代、行事費、健康管理費買い物代行代は、利用者への説明書に掲載する利用料金。
四　居住費及び食費において、国が定める負担限度額段階（第１段階から３段階まで）の利用者の自己負担額については、利用者への説明書に掲載する利用料金。
五　その他短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。

（通常の送迎の実施地域）

第10条　通常の事業の実施地域は、甲府市全域、笛吹市（石和町）、昭和町全域、中央市（乙黒、極楽寺）の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第11条　利用者は、指定短期入所生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

一　利用者は火気の取扱いに注意しなければならない。

二　利用者は事業所の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。

三　利用者は喧嘩、口論または暴行等、他人の迷惑となる行為をしてはならない。

四　利用者は事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。

（緊急時における対応方法）

第12条　従業者等は、事業又は予防事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに家族及び主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（身体拘束の制限）

第13条　従業者は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

（非常災害対策）

第 14 条　非常災害時に適切に対応するため、非常災害対策に関する具体的な計画を定めるとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

（衛生管理及び従業者等の健康管理等）

第 15 条　事業所は、衛生管理に十分留意し、必要な措置を行うものとする。

２　事業所は、従業者に対し感染症等に関する基礎知識を習得させるため、必要な教育に努めるものとする。

３　事業所は、従業者に年１回以上の健康診断を受診させるものとする。

（秘密の保持）

第 16 条　事業所は、業務上知り得た契約者、利用者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿する。

２　職員は業務上知り得たお客様またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

（苦情対応）

第17条　事業所は、提供した事業又は予防事業に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置その他必要な措置を講じるものとする。

（虐待防止に関する事項）

第18条　当事業所は、利用者の人権・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

（1）　虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

（2）　虐待防止のための指針を整備する

（3）　従業者に対し、虐待を防止するための研修を定期的に実施する

（4）　前3項に上げる措置を適切に実施するための担当者を置く

２　当事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（介護事故発生時の対応及び防止等）

第19条　利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。

２　事故は発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

３　サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

４　事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その改善策を講じるとともに職員に周知徹底するものとする。

（衛生管理等）

第 20 条　事業所は、施設内で感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の措置を講ずる。

（1）　事業所における感染症の予防及び蔓延の防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催する。

（2）　事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。

(3)　事業所において、職員に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に行う。

（業務継続計画の策定等）

第 21 条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策案し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施する。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（その他運営についての留意事項）

第 22 条　事業所は､従業者等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし､また、業務体制を整備する。

２　この規程に定める事項のほか､運営に関する重要事項は､社会福祉法人正寿福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、平成２４年　４月　１日から施行する。

この規程は、平成２６年　８月１４日から施行する。

この規程は、令和６年　　４月　１日から施行する。